

第12号議案

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、次のとおり決定されたく提出いたします。

令和6年6月21日

群馬県教育委員会  
教育長 平田 郁美

## 群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則 の一部を改正する規則について

### 1 改正の概要

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則（昭和39年4月1日教育委員会規則第4号）第3条における別表2の一部を次のとおり改める。

- (1) 統合により、新たに設置される男女共学の（新）沼田高等学校の課程、学科等を定める。
- (2) 藤岡工業高校において3学科から2学科への学科改編を行う。

### 2 改正の理由

高校再編による高校の設置及び学級減に伴う学科改編を行ったことによる修正のため。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年 月 日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則（昭和三十九年群馬県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二沼田高等学校の項中

男

を

男女

に改め、同表沼田女子高

等学校の項を削り、同表藤岡工業高等学校の項中

全日制		
電気科	電子機械科	機械科
男女	男女	男女
昼	昼	昼

を

全日制	
電気・情報技術科	ものづくり創造科
男女	男女
昼	昼

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後					改正前				
○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則					○群馬県立学校の課程、学科、生徒定員等に関する規則				
<p><b>附 則</b>  <u>この規則は、令和七年四月一日から施行する。</u></p>					<p><b>(新規)</b></p>				
別表第二（第三条関係）					別表第二（第三条関係）				
名称	課程	学科	男女別	昼夜別等	名称	課程	学科	男女別	昼夜別等
沼田高等学校	全日制	普通科	<b>男女</b>	昼	沼田高等学校	全日制	普通科	<b>男</b>	昼
	定時制	普通科	男女	夜		定時制	普通科	男女	夜
_____	_____	_____	—	—	<b>沼田女子高等学校</b>	<b>全日制</b>	<b>普通科</b>	<b>女</b>	<b>昼</b>
藤岡工業高等学校	全日制	<b>ものづくり 創造科</b>	男女	昼	藤岡工業高等学校	全日制	<b>機械科</b>	男女	昼
		<b>電気・情報 技術科</b>	男女	昼			<b>電子機械科</b>	男女	昼
		_____	_____	_____			<b>電気科</b>	<b>男女</b>	<b>昼</b>